

学 校 名		学級数	市町教育委員会名		宇部市 教育委員会		備 考
			児童生徒数	教職員数(平成23年5月1日現在)	内事務職員数		
拠点校	宇部市立上宇部中学校	17学級	488人		35人	3人	
連携校	宇部市立恩 田小学校	21学級	597人		29人	1人	
	宇部市立上宇部小学校	27学級	685人		40人	1人	
	宇部市立 岬 小学校	12学級	216人		20人	1人	
	宇部市立見 初小学校	9学級	122人		14人	1人	
	宇部市立琴 芝小学校	17学級	412人		24人	1人	
	宇部市立神 原小学校	13学級	270人		19人	1人	
	宇部市立常 盤中学校	18学級	536人		37人	1人	
	宇部市立神 原中学校	11学級	224人		22人	1人	
連携校	宇部市立東岐波小学校	29学級	823人		42人	1人	
	宇部市立西岐波小学校	23学級	664人		33人	1人	
	宇部市立常 盤小学校	20学級	505人		28人	1人	
	宇部市立川 上小学校	24学級	647人		32人	1人	
	宇部市立東岐波中学校	15学級	438人		24人	1人	
	宇部市立西岐波中学校	18学級	524人		35人	1人	
	宇部市立川 上中学校	12学級	324人		23人	1人	
連携校	宇部市立新 川小学校	18学級	411人		26人	1人	
	宇部市立鶴ノ島小学校	13学級	255人		18人	1人	
	宇部市立藤 山小学校	25学級	732人		35人	1人	
	宇部市立小羽山小学校	17学級	439人		26人	2人	
	宇部市立桃 山中学校	13学級	354人		25人	1人	
	宇部市立藤 山中学校	16学級	427人		29人	1人	
連携校	宇部市立厚 南小学校	21学級	591人		30人	1人	
	宇部市立 原 小学校	13学級	300人		21人	1人	
	宇部市立西宇部小学校	16学級	401人		24人	1人	
	宇部市立黒 石小学校	19学級	495人		25人	1人	
	宇部市立厚 南中学校	17学級	509人		33人	1人	
	宇部市立黒 石中学校	14学級	385人		25人	1人	
連携校	宇部市立厚 東小学校	7学級	78人		11人	1人	
	宇部市立二俣瀬小学校	6学級	44人		11人	1人	
	宇部市立小 野小学校	6学級	28人		10人	1人	
	宇部市立吉 部小学校	4学級	26人		8人	1人	
	宇部市立万 倉小学校	6学級	69人		10人	1人	
	宇部市立船 木小学校	14学級	247人		20人	1人	
	宇部市立厚 東中学校	3学級	46人		10人	1人	
	宇部市立小 野中学校	3学級	39人		10人	1人	
	宇部市立 楠 中学校	9学級	189人		17人	1人	

(注) 上記の拠点校方式以外の組織体制の場合は別紙として添付してください。

1 加配の必要性、目的について

正確で質の高い事務の提供と学校の活性化を図る次項を、市内全小中学校が同一歩調で取り組むために、継続的な共同実施目的等の周知、取組内容の企画立案、組織内における連絡調整等の業務を担う専任事務職員2名の加配が必要である。

- (1) 事務の効率化・適正化・平準化に向けた共同実践
- (2) 事務職員の資質能力向上のための研修
- (3) 人材育成のための支援体制
- (4) 学校における校務分掌の見直し・学校運営への参画

2 加配後の効果・成果について

- (1) 拠点校を中心とした市内全小中学校による同一歩調での共同実施取組体制ができ、これにより、各学校における事務職員が担当する既存事務処理の効率化・適正化、情報の共有化等に向けた事務改善を支援することができ、市内全小中学校における事務処理の平準化が図れる。
- (2) 各学校が共通に行っている学校事務の処理方法について、市内全小中学校における学校事務処理システムの統一化・定着化を図ることにより、教員が本来の教育活動に専念でき、きめ細かな学習指導が可能となる。
- (3) 市内全小中学校での取組となるため、管理職等の共同実施に対する理解、協力が得られるとともに事務職員間の連携も図ることができ、事務職員の学校運営への積極的な参画が促せる。

3 具体的な取組について

- (1) 市内全小中学校において、文書・学校徴収金取扱事務の事務処理システムの統一化・定着化に向け、各学校の状況把握と課題解決、管理職への理解、協力の依頼、事務職員主導による起案、システムの定着に向けた支援を行う。
- (2) 各学校における事務職員が担当する既存事務処理の効率化・適正化、情報の共有化等に向け、パソコン活用による事務処理方法の改善等について、新採・臨採・若年事務職員への支援等を行う。
- (3) 事務職員の資質向上を図る研修の実施により、事務職員の専門性の向上、意識改革及び若年事務職員のキャリア形成による人材育成を図る。

4 教育委員会や地域との組織体制について

- (1) 県・市教育委員会からの適切な指導助言を受け、各学校における事務処理体制の整備を図る。
- (2) 市内全小中学校での取組を定着させるため、市校長会・小中学校事務研究会等関係団体との連携を取りながら取組を推進する。
- (3) 拠点校と各連携校との連携を図りながら、共同実施の目的、内容についてホームページ等により地域に周知を図る。

5 実施の充実・拡大への課題について

- (1) 管理職、事務職員への共同実施の意義・目的の周知については、県教育委員会主導による継続的な取組が必要である。特に、主担当である事務職員に対しては、共同実施は研修ではなく公務であるとの認識を持たせる等の意識改革が必要である。
- (2) 拠点校への主査配置等、将来的に組織として望ましい職員配置やこれに対応できる事務職員の人材育成が必要である。
- (3) 他地域との情報交換、各地域の成果物の活用等ができるシステムが必要である。